

平成23年 労働者災害補償保険法

〔問 1〕 二次健康診断等給付は、労災保険法第 26 条第 1 項の一次健康診断において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるもの(① 血圧の測定、② 低比重リポ^{たん}蛋白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ^{たん}蛋白コレステロール(HDL コレステロール)又は血清トリグリセライドの量の検査、③ 血糖検査、④ 腹囲の検査又は BMI (BMI=体重(kg)/身長(m)²)の測定)が行われた場合において、一定の要件に該当する労働者(当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。)に対し、当該労働者の請求に基づいて行うものである。この場合の一定の要件として、次のうち正しいものはどれか。

- A 上記検査項目のいずれかの項目に異常の所見があると診断されたとき
- B 上記検査項目の 2 つ以上の項目に異常の所見があると診断されたとき
- C 上記検査項目の 3 つ以上の項目に異常の所見があると診断されたとき
- D 上記検査項目の④及び①から③のいずれかの項目に異常の所見があると診断されたとき
- E 上記検査項目のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたとき

第43回(平成23年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準	
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。	
①	選択式試験は、総得点 23 点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険に関する一般常識、厚生年金保険法及び国民年金法は 2 点以上）である者
②	択一式試験は、総得点 46 点以上かつ各科目 4 点以上である者
※	上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。
(2) 配点	
①	選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。
②	択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	E	A	B	C	A	D	D	C E	B	A